

交渉情報	NO.97	日本郵便(株)信越支社 経営管理本部 総務・人事部
JP労組 信越地方本部	2017年6月29日	添付資料:2枚

2017年度9月期における高齢勧奨退職の実施について

【中央交渉情報共通第1号関連】

日本郵便(株)信越支社経営管理本部総務・人事部は本日(6月29日)「2017年度9月期における高齢勧奨退職の実施」について地方本部に説明してきました。

選考対象者、実施日、周知・勧奨期間及び退職に伴う優遇措置等は以下の通りです。

1 選考対象者

2017年9月30日現在、満50歳以上の管理社員及び一般社員のうち、その退職を適当と認められる正社員。

2 実施日

2017年9月30日(土) ※次回は2018年3月に実施予定。

3 周知・勧奨期間及び申出期間

2017年6月29日(木)～7月19日(水)

4 退職に伴う優遇措置

退職事由別・勤続期間別支給乗率は、「勧奨退職の支給乗率表(別表第1)」を適応する。

※退職手当の額＝退職日退職手当ポイント×退職事由別・勤続期間別支給乗率×
ポイント単価(100円)

※勧奨退職の支給乗率は、従来の勧奨退職手当と同様の調整ができるよう採用時年齢及び退職時年齢別に設定している。

5 失業等給付の求職者給付(基本手当)の扱い

この「高齢勧奨退職」は、本人からの申し出・希望に基づく自己都合退職のため、離職理由に3か月間の給付制限を受ける場合がある。(最終的な給付の有無は、各公共職業安定所の判断となる。)

6 注意事項

勸奨退職者は高齢採光用社員の対象とならない。ただし、退職前の勤続期間が25年以上あり、退職日から60歳到達年度末までの期間が5年以内の場合は、高齢契約社員（月給制）の採用対象者となり、この応募ができる

勸奨退職に係る退職手当の算定については、勸奨退職希望者が自局の総務部の給与担当、又は管理者を通じて共通事務集約センターへ照会をすることで確認できるとしています。

地本では支社に対し、勸奨退職の応募が強制に渡らないこと、また、本人の年休消化計画及び退職後補充を含め業務運行に万全を期すことを申し入れ、確認しました。

支部・分会においても同様の観点から対応願います。

【労使対応】 情報提供